

第3部 毎月勤労統計調査特別調査結果の概要

(常用労働者 1人以上4人以下の事業所)

1 賃金

(1) きまって支給する現金給与額

平成30年7月における常用労働者一人平均の月間きまって支給する現金給与額は186,595円で、性別では男249,392円、女130,367円となった。

これを産業別にみると、複合サービス事業314,141円、建設業227,894円、不動産業、物品賃貸業216,409円、サービス業(他に分類されないもの)200,734円、製造業195,972円、卸売業、小売業194,030円、教育、学習支援業170,171円、医療、福祉169,340円、生活関連サービス業、娯楽業113,068円、宿泊業、飲食サービス業82,085円となった。

(2) 特別に支払われた現金給与額(勤続1年以上)

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間ににおける常用労働者一人平均の賞与など特別に支払われた現金給与額は273,781円で、性別では男405,237円、女155,298円となった。

これを産業別にみると、複合サービス事業772,294円、不動産業、物品賃貸業629,273円、サービス業(他に分類されないもの)356,021円、教育、学習支援業324,033円、卸売業、小売業296,947円、製造業273,257円、医療、福祉182,443円、建設業181,029円、生活関連サービス業、娯楽業17,103円、宿泊業、飲食サービス業5,297円となった。

2 労働時間及び出勤日数

(1) 1日の実労働時間数

平成30年7月における常用労働者一人平均の1日の実労働時間数は7.1時間で、性別では男7.8時間、女6.4時間となった。

これを産業別にみると、複合サービス事業8.0時間、建設業7.6時間、不動産業、物品賃貸業7.5時間、サービス業(他に分類されないもの)7.4時間、卸売業、小売業7.3時間、教育、学習支援業7.3時間、製造業7.2時間、医療、福祉6.6時間、生活関連サービス業、娯楽業6.1時間、宿泊業、飲食サービス業5.3時間となった。

(2) 出勤日数

平成30年7月における常用労働者一人平均の月間出勤日数は20.8日で、性別では男21.7日、女19.9日となった。

これを産業別にみると、建設業22.4日、不動産業、物品賃貸業21.8日、サービス業(他に分類されないもの)21.8日、製造業21.5日、医療、福祉21.3日、卸売業、小売業21.1日、生活関連サービス業、娯楽業19.6日、複合サービス事業19.5日、教育、学習支援業19.2日、宿泊業、飲食サービス業16.6日、となった。

3 雇用

平成30年7月末現在の常用労働者数は13,036人で、性別では男6,158人、女6,877人となった。

これを産業別にみると、卸売業、小売業3,872人、建設業1,509人、サービス業(他に分類されないもの)1,387人、生活関連サービス業、娯楽業1,259人、宿泊業、飲食サービス業933人、製造業895人、医療、福祉789人、不動産業、物品賃貸業615人、教育、学習支援業599人、複合サービス事業498人となった。

表 - 1 特別調査による賃金、労働時間及び雇用の推移

調査産業計

	きまって支給する現金給与額	特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)	1日の実労働時間数	出勤日数	常用労働者数	常用労働者数 (勤続1年以上)
	円	円	時間	日	人	人
平成22年	171,914	216,556	7.3	21.5	13,600	12,597
23年	167,479	154,092	7.2	21.2	11,305	10,225
24年	167,560	176,524	7.0	21.2	11,136	10,177
25年	174,721	170,241	7.3	21.7	16,283	14,816
26年	169,328	174,214	7.1	21.3	15,045	13,585
27年	169,644	210,765	7.0	21.3	14,711	13,310
28年	174,318	228,769	7.1	21.1	13,610	12,356
29年	188,922	304,910	7.2	21.1	12,949	11,822
30年	186,595	273,781	7.1	20.8	13,036	12,140

表 - 2 産業、男女別の賃金、労働時間及び雇用

	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	186,595	249,392	130,367	273,781	405,237	155,298
建設業	227,894	252,902	128,148	181,029	202,054	100,619
製造業	195,972	243,793	114,825	273,257	385,296	79,274
卸売業，小売業	194,030	255,926	133,412	296,947	457,266	139,887
不動産業，物品賃貸業	216,409	264,341	166,718	629,273	891,036	357,187
宿泊業，飲食サービス業	82,085	131,423	67,575	5,297	9,154	3,964
生活関連サービス業，娯楽業	113,068	156,072	106,714	17,103	12,653	17,773
教育，学習支援業	170,171	182,610	159,064	324,033	309,602	335,914
医療，福祉	169,340	291,087	146,485	182,443	339,990	153,118
複合サービス事業	314,141	394,262	217,204	772,294	939,095	570,484
サービス業（他に分類されないもの）	200,734	245,764	144,439	356,021	443,230	262,479

	1日の実労働時間数			出勤日数		
	計	男	女	計	男	女
	時間	時間	時間	日	日	日
調査産業計	7.1	7.8	6.4	20.8	21.7	19.9
建設業	7.6	7.9	6.6	22.4	22.8	20.7
製造業	7.2	8.0	5.9	21.5	22.0	20.6
卸売業，小売業	7.3	7.9	6.6	21.1	22.2	20.1
不動産業，物品賃貸業	7.5	7.6	7.3	21.8	21.8	21.9
宿泊業，飲食サービス業	5.3	6.8	4.8	16.6	15.4	16.9
生活関連サービス業，娯楽業	6.1	7.0	5.9	19.6	21.9	19.3
教育，学習支援業	7.3	8.2	6.6	19.2	19.2	19.1
医療，福祉	6.6	7.5	6.5	21.3	22.2	21.1
複合サービス事業	8.0	8.1	7.8	19.5	20.0	18.8
サービス業（他に分類されないもの）	7.4	7.9	6.9	21.8	21.7	21.9

	常用労働者数			常用労働者数 (勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	人	人	人	人	人	人
調査産業計	13,036	6,158	6,877	12,140	5,755	6,385
建設業	1,509	1,206	302	1,459	1,157	302
製造業	895	563	332	847	537	310
卸売業，小売業	3,872	1,916	1,956	3,646	1,804	1,842
不動産業，物品賃貸業	615	313	302	573	292	281
宿泊業，飲食サービス業	933	212	721	734	188	545
生活関連サービス業，娯楽業	1,259	162	1,097	1,238	162	1,076
教育，学習支援業	599	282	316	528	238	290
医療，福祉	789	125	664	680	107	573
複合サービス事業	498	273	226	498	273	226
サービス業（他に分類されないもの）	1,387	771	616	1,278	661	616

秘匿事項に係る産業については、記載していない。

参考 毎月勤労統計調査特別調査の説明

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

平成30年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間）の状況について、平成30年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

統計調査員が調査客体事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施。

(6) 調査系統

厚生労働省 都道府県 統計調査員 報告者

(7) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

(8)用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 一か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。